

<報道発表資料>

令和3年7月2日

都市計画

「第245回埼玉県都市計画審議会」を開催します

埼玉県では、第245回埼玉県都市計画審議会を開催します。
「鴻巣都市計画区域区分の変更について」など2議案を審議します。

●「第245回埼玉県都市計画審議会」の概要

- 日時** 令和3年7月9日（金） 午前10時から
- 場所** さいたま市浦和区仲町2-5-1
ロイヤルパインズホテル浦和 4階 ロイヤルクラウンA
電話 048-827-1111
- 議題** 「第245回埼玉県都市計画審議会案件一覧表」のとおり
(議第5248号から議第5249号の2議案)
- 傍聴の可否** 可。ただし、審議内容が埼玉県情報公開条例第10条各号に該当するため埼玉県都市計画審議会が非公開と決定した議案等については傍聴できませんので、あらかじめ御承知おきください。
- 傍聴定員** 10名
- 受付方法** 傍聴を希望される方は、審議会当日、開会30分前までにマスクを着用の上、傍聴受付（2階 ふじの間）へお越しください。
なお、傍聴希望者が定員を超えている場合は開会の30分前の時点において抽選を行います。

(参考) この審議会は、都市計画法第77条の規定により設置されている知事の附属機関です。

本審議会では、土地利用や都市施設の配置、市街地開発事業など、都市計画に関する事項を昭和44年から調査審議しています。

- 問い合わせ先** 埼玉県都市整備部 都市計画課 総務・企画担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
TEL 048-830-5335 (直通)

第 2 4 5 回 埼玉県都市計画審議会 案件一覧表

議案番号	議 案 名	市町村	決定(許可)権者
5 2 4 8	鴻巣都市計画区域区分の変更について	鴻巣市	県
5 2 4 9	和光都市計画都市再開発の方針の変更について	和光市	県

※各議案の概要は別添のとおりです。

議第5248号 鴻巣都市計画区域区分の変更について（県決定）

[議案概要]

鴻巣箕田地区（約17.0ha）については、埼玉県企業局の開発事業による計画的な市街地整備の実施が確実となったことから市街化区域に編入するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5345

議第5249号 和光都市計画都市再開発の方針の変更について（県決定）

[議案概要]

和光市の都市計画マスタープランや総合振興計画の改訂等に合わせ、基本方針の内容を変更するものです。

また、和光市駅周辺の拠点性を強化するため再開発促進地区の一部を拡大するとともに、時点修正するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 市街地整備課 企画・再開発担当

直通番号 048-830-5386